

裁 決 書

審査請求人 ○ ○ ○ ○
処 分 庁 熊 取 町 長

審査請求人が令和 5 年 4 月 1 4 日付けで提起した情報不存在決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

令和 4 年 1 2 月 2 8 日付 4 熊保育第 2 2 5 5 号により行った、不存在決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求については、棄却する。

第 1 事案の概要

1 審査請求人は、情報公開条例（平成 10 年条例第 28 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定により、令和 4 年 1 2 月 1 5 日に、処分庁に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

3 熊保育第 2 7 5 9 号を起案する際に、当該文書の作成に関係した者が、「個人情報保護条例制定当時に個人情報規則第 5 条に規定する告示を行った情報」を確認した情報

2 実施機関は、本件公開請求に対し、条例第 11 条の規定により本件処分を行い、令和 4 年 1 2 月 2 8 日付 4 熊保育第 2 2 5 5 号で審査請求人に通知した。

3 審査請求人は、令和 5 年 4 月 1 4 日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）により、処分庁に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件処分を取り消す及び条例に規定する本件公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求める。

審査請求人は、本件公開請求の対象となる情報は3熊保育第2759号を起案する際に個人情報保護規則第5条の規定する告示を行った情報を確認した情報であり、以下の理由から本件処分は不当と考え、本件処分を取り消し、改めて公開決定等を求めるというものである。

- (1) 熊取町は、令和4年2月15日付け3熊保育第2759号（以下「3熊保育第2759号」という。）において、当該告示を行ったと主張しており、当該文書を起案した担当課長は、訂正も補足説明もしない旨の主張を行っている。
- (2) 「当該告示を行っている」と断言した内容を記載するためには、当該告示文書を確認した上で、3熊保育第2759号を起案していると考えるのが当然である。なお、文書取扱規程第16条第3号には、文書の起案にあたって「関係文書及び参考資料を添付すること」と規定されている。また、同規程第21条（文書の審査）第7号において、部課長は「文章の構成は適当か」どうかについて、文書を審査するものとされている。
- (3) 熊取町は、令和4年12月28日付け4熊総第3479号において「熊取町規程のうち、熊取町長または町職員が規程に規定された事務を適切に実施していないもの」について存在しないと回答していることから、文書取扱規程に規定された事務は全て適切に実施されている。

2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり主張し、本件処分は妥当であるとの裁決を求めている。

情報不存決定を行うにあたっては、個人情報保護条例担当部局の職員に当該告示は行ったと確認している。なお、確認は当該職員への聞き取りにより行ったため、請求に係る情報は不存としたもの。

第3 理由

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、条例第1条で定めるように、住民の知る権利の保障と公正で開かれた町政を推進するとともに、町の住民に対する説明責任を果たすことにより、住民と町との信頼関係を深め、もって地方自治の本旨に即した住民主体の町政を実現することを目的とする。

したがって、条例の解釈及び運用は、条例第3条で明記するように、情報の公開を請求する住民の権利を十分保障する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、条例第6条及び第7条において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、条例第6条及び第7条が定める情報のいずれかに該当するか否か具体的判断にあたっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する住民の権利を十分に尊重する見地から、公開するか否かの判断を厳正にしなければならない。

2 争点について

審査請求人は、3熊保育第2759号において、熊取町が個人情報保護条例制定当時の縦覧の告示を行ったと主張していることから、当該内容を記載するには、当該告示文書を確認していると考えるのが当然であると主張している。

一方、処分庁は、3熊保育第2759号に記載した告示に関する部分の確認に当たっては、聞き取りにより行ったため、公開請求に係る情報は存在しないと主張している。

以上の点から、審査請求人が請求した情報が存在すると認められるか否かが争点である。

3 本件処分の妥当性について

本件公開請求の対象となる情報は、3熊保育第2759号を起案する際に、当該文書の作成に関係した者が、「個人情報保護条例制定ときに個人情報規則第5条に規定する告示を行った情報」を確認した情報である。

処分庁は、本件公開請求の対象となる情報については、聞き取り（口頭）により行ない、文書は存在しないと主張している。

一方、審査請求人は、3熊保育第2759号の起案文書に聞き取りによる情報である旨を記載されているはずで、当該起案文書が公開請求の対象文書として公開されるべきものであると主張しているが、当該起案文書に審査請求人が求める情報の記載はないことから、審査請求人の主張は採用できない。

そのため、不存在決定は、妥当であると判断する。

なお、審査会は、熊取町長が行った事務が適切であるか否かを判断するところではないた

め、3熊保育第2759号に記載されている事項の確認方法が聞き取りであることを起案文書に記載すべきか否かについては、判断しない。

4 判断

審査会の答申と同様、情報は存在しないことにより、情報不存在決定は妥当であると判断する。

第4 結論

以上の理由により、主文のとおり裁決する。

令和6年2月28日

審査庁 熊取町長 藤原 敏司

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることができません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります、なお、正当な理由があるときは、上記の期間がこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。